

川崎市告示第167号

指定障害児相談支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第24条の3第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
株式会社アストラル	相談支援あおぞら	川崎市宮前区野川本町2-7-15	障害児相談支援	令和7年4月30日	1475500227